

医道審議会歯科医師分科会	資料
令和元年11月25日	2

医道審議会歯科医師分科会

報告書（案）

～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化と
いわゆる Student Dentist の法的位置づけについて～

令和〇年〇月

目次

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成.....	3
(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について.....	3
(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Dentist の法的 位置づけが求められる背景.....	3
2 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて.....	4
(1) 共用試験 CBT の公的化.....	4
(2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化.....	5
(3) いわゆる Student Dentist の法的位置づけ.....	6
3 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist が法的に位置づけられることの影響.....	6
(1) 歯学教育への影響.....	6
(2) 歯学生(歯科医師)個人への影響.....	7
(3) いわゆる Student Dentist が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等.....	7
4 診療参加型臨床実習の充実のための個別の取り組み.....	8
(1) 患者の医育機関等へのかかり方.....	8
(2) 診療参加型臨床実習の指導体制.....	9
(3) その他.....	9

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- 歯科医師の養成過程は、6年間の卒前教育と歯科医師臨床研修等の卒後研修に分けられる。特に、卒前の臨床実習と卒後の臨床研修は、これまで一貫した目標設定がされておらず、連続性が乏しいと評されており、近年、歯学教育、歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修などを議論する場で、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性がいわれてきた。
- 歯科医師国家試験に関しては、令和元年8月から「歯科医師国家試験制度改善検討部会」において、歯科医師国家試験の充実に向けた議論が開始されている。
- また、歯科医師臨床研修に関しては、令和3年度の制度改革に向けて、「歯科医師臨床研修部会」及び「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ」において、卒前教育（歯学教育モデル・コア・カリキュラム）と整合性のとれた歯科医師臨床研修の到達目標の見直し等について議論を実施するなど、昨今シームレスな歯科医師養成に向けた取り組みが進められている。
- こうしたシームレスな歯科医師養成のため制度整備を進める中で、大学間の歯科医師国家試験準備期間の相違等による臨床実習における経験内容のばらつきなどが指摘されており、適切な臨床実習開始前・終了時の態度・技能評価を含む卒前の臨床実習における診療参加型臨床実習の推進が一貫した歯科医師養成における課題とされている。

(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Dentist の法的位置づけが求められる背景

- 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第17条は、「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。」と規定しており、同法第29条では、同法第17条に違反する無免許歯科医業の罪を3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとしている。歯学生も歯科医師の資格を欠くので、歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、臨床実習の重要性、その実施上の条件等に照らし、実質的に違法性がなく無免許歯科医業罪に当たらないと解釈し得るとしてきた。
- このような解釈は、「臨床実習検討委員会最終報告書（平成3年）」において、医学教

育に関する臨床実習のあり方に関する考え方の整理が示され、歯学教育における卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については医学教育と共通するものであるとされていたが、平成 14 年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書」（以下、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」とする。）において、歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第 17 条の違法性阻却の考え方や卒前臨床実習実施のための条件等について取りまとめられている。

- このように歯学生の歯科医行為の違法性は阻却されているという解釈が示されているものの、臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為が違法性阻却される範疇であるかについて歯学生自身による判断が容易でないことに加え、教員や指導する歯科医師にとっても一定の判断の困難さが伴うとともに、患者からの同意を取得することに時間や労力がかかること、患者側にとっても歯学生の歯科医行為が安全なものであるかの不安がつきまとうことなどから、診療参加型臨床実習の更なる推進には課題があるとされている。
- 歯学生の診療参加型臨床実習を検討するに際して、近年の医療安全への取り組みを考慮する必要がある。診療を行う歯科医師が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されており、医療安全を担保しつつ、歯学生が診療チームの一員として診療に参加し診療参加型臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに歯学生の質の担保とその歯科医行為について法的な位置付けが重要である。

2 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて

(1) 共用試験 CBT の公的化

- 共用試験 Computer-Based Testing (CBT) は、平成 17 年から公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構より正式実施されており、現在では全歯学部で実施されている。その合格は Student Dentist 認定運営協議会発行の Student Dentist 認定証発行の要件の一つとなっている。
- 共用試験 CBT は、日本の臨床実習を行う全ての歯学生が受験していることや項目反応理論 (IRT) などの試験問題の精度管理の手法や評価手法が確立していることに加え、「平成 27 年度歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」においては、国家試験受験資格の認定基準として共用試験 CBT の活用も検討すべきともされていることから、試験とし

での妥当性と信頼性や歯学教育の中でその位置付けが既に確立されていると考えられる。従って、歯科医師国家試験の受験要件とすること等により公的に位置づけること（以下「公的化」という）に相当する試験であると結論づけられる。

- また、同報告書において、コンピューターを試験に活用することによって、動画や多様な視覚素材等を用いることができ、より臨床現場に即した出題が可能となるとの指摘もあるとされていることから、CBT は歯学生が臨床実習前に臨床に即した必要な知識を有しているか試験する手法として有用であると考えられる。
- 現在、共用試験 CBT の合格基準や実施時期が各大学によって異なっている等の課題があることから、共用試験 CBT の公的化に際しては、試験の合格基準や実施時期、また、出題範囲等について詳細な検討が引き続き行われる必要がある。なお、こうした検討にあたっては、歯科医師国家試験の出題範囲等とも関係することから、必要に応じて連携しつつ検討が行われるべきである。

(2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化

- 共用試験臨床実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) は、共用試験 CBT と同年の平成 17 年公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構より正式実施され、現状の歯学教育の中で臨床実習前に技能と態度を試験する機会として確立されている。
- 歯学教育の中で、現時点において全国統一的に歯学生の技能や態度を試験する機会は、共用試験臨床実習前 OSCE のみである。また、令和 2 年度からは診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験が正式実施予定とされている。近年、歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを試験することは、極めて重要であると考えられる。従って、共用試験臨床実習前 OSCE は、共用試験 CBT とともに公的化すべきであると結論づけられる。
- 一方で、共用試験臨床実習前 OSCE の公的化にあたっては、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者（内部・外部）及び評価基準や模擬患者の均てん化を図るための検討及び取り組みが必要である。特に、評価者の質の向上及び評価基準については、更なる検討が求められている。
- また、共用試験 CBT 及び共用試験臨床実習前 OSCE における歯学生の合格基準や再試

験の実施状況は、現時点において各大学により異なっていることから、公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から、公的な場においてその判断基準を協議し、より公平に判断される体制の構築について今後検討が行われる必要がある。

(3) いわゆる Student Dentist の法的位置づけ

- 共用試験を公的化することで、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の歯学教育水準が公的に担保されることから、臨床実習において歯科医行為を行う、いわゆる Student Dentist を法的に位置づけることが可能である。
- いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた場合においても、歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。(現状では、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」で示された考え方を踏まえたうえで、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)」の「臨床実習の内容と分類(別表)」で示されている歯科医行為が参考にされていると考えられる。)
- ただし、歯学生が歯科医行為を行う臨床現場で、患者の前で各歯科医行為が法的に認められているものかどうかを判断することが、診療参加型臨床実習の障壁になることが予想され、臨床現場で行われる診療が日進月歩であることに鑑みると、いわゆる Student Dentist が法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適当ではないと考えられる。
- また、いわゆる Student Dentist が診療に参加する際は、必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことは、法的に位置づけられた場合も変わらないことから、いわゆる Student Dentist が実施する歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべきものである。なお、原則として、歯学生が侵襲度の高い歯科医行為を行う場合、当該歯科医行為に習熟した歯科医師が指導及び監督を行うべきである。

3 共用試験の公的化といわゆる Student Dentist が法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた場合、診療参加型臨床実習が促進

され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができると考えられる。診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持ち、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、全人的な診療に必要な視点を獲得する機会となることなどが期待される。

- (※) 昨今、教養教育を含めた準備教育は歯学教育との関連性が一段と重視されていることから、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）」においては、両者が発展的に融合されている。歯科医師としての基本的な資質・能力は、特定の授業科目や学年で学修されるものではなく、6年間の卒前教育を通じて身につけるものであり、質の高い診療参加型臨床実習を実現することは、そうした資質・能力の向上に資するものと期待される。歯学教育のあり方については、歯学生が行う歯科医行為が法的に担保される事の影響に鑑み、今後も検討が行われるべきである。

(2) 歯学生(歯科医師)個人への影響

- 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に取り組むことで、臨床実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、歯学生本人の適性を踏まえた進路選択にもつながることが想定される。
- (※) さらに、診療参加型臨床実習の充実を図るとともに、歯学生（歯科医師）個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等した症例の適切な管理が可能となることで、各個人の経験に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能となることが期待される。なお、こうしたことがよりスムーズに行うことができる共通の評価・管理システムの整備が必要ではないか。

(3) いわゆる Student Dentist が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- 現在、患者は医療機関にかかる際、歯科医師免許を有する歯科医師に診療されることを期待し、医療機関との診療契約に基づいて診療を受けている以上、歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。
- 平成 14 年度にまとめられた「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」において、歯学生の臨床実習においても、歯科医行為を行うものである以上、患者の同意は必須であるとされている。なお、平成 29 年度厚生労働科学特別研究「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」においても、患者同意取得については、「患者から「包

括同意」を文書または口頭で得ること」が妥当であるとされた。

- 一方で、歯学生の臨床実習においては、一連の診療開始時に歯学生が臨床実習として歯科医行為を行う場合があることに対して包括同意を得た場合においても、侵襲性の高い行為を実施する際に改めて個別同意を得ようとする断られる場合もあるという意見があり、診療参加型臨床実習における同意取得の難しさが指摘された。
- いわゆる Student Dentist による歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆる Student Dentist が①医育機関等において診療チームの一員であること、②診療に当たって事前に一定の準備ができていること、③業として歯科医行為を実施することが違法ではないこと等が患者にとって明確になり、必要に応じた患者の同意が得られやすくなることで、診療参加型臨床実習が促進されることが期待される。
- (※) 患者の同意については、患者理解の観点から、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示や書面及び口頭による同意の取得の取り組みが各大学で行われている。いわゆる Student Dentist が法的に位置づけられた際は、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentist が歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が必要である。なお、全国統一的な患者同意のあり方検討することが望ましい。
- (※) ただし、将来的に、Student Dentist の法定位置づけに伴い、上述のような患者理解が進んだ場合には、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく、診療参加型実習が行うことを可能とすることを検討してはどうか。そのためには、後述の4(1)に記載の通り、医療関係者による周知活動が不可欠である。

4 診療参加型臨床実習の充実のための個別の取り組み

(1) 患者の医育機関等へのかかり方

- 診療参加型臨床実習を充実させるためには、患者自身も共に歯科医師を育てる、といった認識に基づいた患者の協力が不可欠である。
- 本来、大学病院はその設置目的に歯学生の育成が盛り込まれているにも関わらず、大学病院を受診する患者の中には歯学生への教育に対して理解の不十分な患者も少なくない。歯学生及び歯科医師は養成課程において、必ず臨床現場における経験を積む必要

があり、大学病院等の医育機関はそのために設置されていること、いわゆる Student Dentist が共用試験に合格し、診療参加型臨床実習を行うに足る学生であることを広く周知する取り組みを行う必要がある。

(2) 診療参加型臨床実習の指導體制

- (※) 歯学生の歯科医行為が法的に認められても、常に歯科医師の指導・監督下で行われることが原則であり、診療参加型臨床実習の充実のためには、指導體制の整備が不可欠であり、指導する歯科医師の役割やあり方を考慮すべきである。また、歯学生に多様な経験をさせる観点から、大学外の地域の歯科医療機関においても、診療参加型臨床実習の導入が推進されている事例もあることに鑑み、歯学生を受け入れる地域の医療機関等においても、指導體制の充実が望まれる。

(3) その他

- シームレスな歯科医師養成を議論するに際して、現状では臨床実習と歯科医師臨床研修の一貫性に焦点があてられているが、今後は、歯科医療における専門性（専門医）のあり方についても議論を進めた上で、歯科医師養成について検討される必要がある。

(注)

- 「(※)」は11月25日に特にご議論いただきたい記載を示している。
- また、11月25日の議論を踏まえて、必要に応じて追記する。